

入院(入所)時の負担額の減額制度をご存知ですか



①食事代の負担額を減額します

(国保・老人医療)

国民健康保険に加入している人や、老人保健法の適用を受けている人で、住民税非課税世帯などの人が入院した場合に、食事代の標準負担額を減額する制度です。(表1のとおり)

②食事代の負担額を減額します

(介護保険)

住民税非課税世帯の人が介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設)に長期入所(入院)している場合、食事代の標準負担額を減額する制度です。(表2のとおり)

③入院時一部負担金を減額します

(老人医療)

老人保健法の適用を受けている人で、住民税非課税世帯などの人が入院した場合に、入院時一部負担金を減額する制度です。(表3のとおり)



減額を受けるには申請手続きが必要です

現在入院(入所)中で、これらの制度の認定手続きをしていない人や、の「長期該当者(B2)」になった人は申請してください。

また、現在すでにこれらの減額制度を利用している人は、有効期限が5月31日(金)までとなっており、6月以降も減額の継続を希望する場合は、再度申請の手続きが必要です。

表1 入院時の食事療養に係る標準負担額一覧

区 分		1日当たり標準負担額	
A	一般(B、Cのいずれにも該当しない人)	780円	
B	住民税非課税世帯などに属する人(Cに該当する人は除く)	(B1)過去1年の入院期間が90日までの人(長期非該当者)	650円
		(B2)過去1年の入院期間が90日を超える人(長期該当者)	500円
C	住民税非課税世帯などに属する老齢福祉年金受給者	300円	

表2 入所(入院)時の食事代の標準負担額一覧

区 分		1日当たり標準負担額
A	一般(B、Cのいずれにも該当しない人)	780円
B	住民税非課税世帯に属する人(Cに該当する人は除く)	500円
C	生活保護の受給者 住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者	300円

表3 入院時一部負担金の額の月額上限一覧

老人医療受給対象者の分類		月額上限
A	一般の老人医療受給対象者(B、C、Dのいずれにも該当しない人)	37,200円
B	特定疾病に係る認定を受けた老人医療受給対象者	10,000円
C	住民税非課税世帯などに属する老人医療受給対象者(Dに該当する人は除く)	24,600円
D	住民税非課税世帯などに属する老齢福祉年金受給者	15,000円

それぞれの表中、Aに該当する人は手続きは必要ありません。

申請窓口

- ・ = 国保年金課(市役所1階 番窓口)、支所・各出張所
- = 介護福祉課(平田町・福祉保健センター2階)

申請に必要なもの

- = 国民健康保険被保険者証、認め印、長期にわたる該当者は病院の領収書、継続して申請する人は5月末までの認定証
- = 介護保険被保険者証
- = 老人医療受給者証、健康保険被保険者証、認め印(代理のとき) 長期にわたる該当者は病院の領収書、継続して申請する人は5月末までの認定証

問い合わせ先

- ・ = 国保年金課 ☎22-1411(内線136)
- = 介護福祉課 ☎23-9660